

国家と経済

フランス・ディリジスムの研究

国家と経済

フランス・ディリジスムの研究

遠藤輝明 編

東京大学出版会

執筆者紹介 (執筆順)

遠藤 輝 明 (えんどう てるあき) 横浜国立大学経済学部教授
広 田 明 (ひろた あきら) 法政大学社会学部助教授
権 上 康 男 (ごんじょう やすお) 横浜国立大学経済学部助教授
大 森 弘 喜 (おおもり ひろよし) 関東学院大学経済学部助教授
広 田 功 (ひろた いさお) 中央大学商学部助教授
原 輝 史 (はら てるし) 早稲田大学商学部助教授
秋 元 英 一 (あきもと えいいち) 千葉大学法経学部助教授
永 岑 三千輝 (ながみね みちてる) 立正大学経済学部助教授

国家と経済 フランス・ディリジズムの研究

1982年 2月26日 初 版

[検印廃止]

編 者 遠藤 輝 明 ©

発行所 財団法人 東京大学出版会

代 表 者 江村 稔

113 東京都文京区本郷 7-3-1 東大構内

電話 (811) 8814・振替東京 6-59964

印刷所 ヨシダ印刷株式会社

製本所 矢嶋製本株式会社

3033-46246-5149

目次

序説 デイリジスム研究の意義と現代的課題

遠藤輝明

一 デイリジスムの意味

二

二 デイリジスムの諸相——前近代と近代——

五

三 フランスのデイリジスム

七

まとめ

三

Ⅰ フランス・デイリジスムの源流

遠藤輝明

——第三共和政の確立期におけるデイリジスム——

一 問題の所在と分析視角

一五

二 第三共和政の歴史的意義

一六

1 「共和主義革命」と議会中心主義の確立

二九

2 第三共和政の指導理念と現実

四一

三 産業革命の帰結と経済構造の変化

四六

1 産業革命と農村

四七

Ⅱ

サン・シモニアンの鉄道建設運動

広田 明

2	産業都市の労働力配置	三
3	一八八〇年代の不況	五
総括		五

——「連合の精神」と一八四二年鉄道法——

一	はじめに	六
二	サン・シモニアンの活動のタイプ	六
三	運動理念と政策の形成（一八三二年）	六
四	鉄道建設への着手	六
1	パリ＝サン・ジェルマン鉄道	六
2	パリ＝ヴェルサイユ鉄道（セーヌ右岸線）	六
3	アレ＝ボーケール鉄道	六
五	鉄道政策の推移とサン・シモニアン	六
1	一八三二―三四年	六
2	一八三五―三八年	七
3	一八三九―四一年	七
六	一八四二年鉄道法とサン・シモニアン	六

III フレシネ・プラン（一八七八—八二年）と財政投資政策

——大不況期フランスにおける国家と経済——

権上康男

目次

一	問題の所在	一〇七
二	経済不況と利害の相剋	一〇九
1	経済不況	一〇九
2	関税問題	一一四
3	鉄道問題	一二三
三	プランの成立	一二九
1	プランの生誕	一二九
2	事業計画——フレシネのプログラム——	一三三
3	資金計画——L・セイのプログラム——	一三八
四	プランの実現	一四〇
1	鉄道資材の調達	一四〇
2	三%償却債の発行	一四八
五	プランの清算	一五五
1	プランの頓挫	一五五
2	一八八三年鉄道協約と不況の回帰	一六四
六	結語	一七四

IV 第三共和政確立期の坑夫の生活と運動

大森弘喜

一 はじめに……………七七

二 北部炭鉱業の躍進……………七八

三 坑夫の労働様式……………八〇

四 坑夫の労働条件……………八九

1 労働日……………八九

2 賃 金……………九〇

3 保安と衛生……………九三

五 坑夫の労働運動……………九七

六 結びにかえて……………一〇六

V 戦間期フランス労働運動とディリジスム

広田 功

一 問題の所在……………一〇三

二 労働運動とディリジスム……………一〇五

三 「労働経済評議会」の結成……………一〇六

四 「国有化」政策の提唱……………一〇八

五 CGTプランとディリジスム……………一一二

六 結 語……………一二六

Ⅵ 戦後フランスにおける企業の国有化

原 輝史

—— 国有化政策における理念と実態 ——

一 はじめに	二八
二 戦後国有化をめぐる諸問題	二五
1 国有化の定義	二五
2 国有化の諸要因	二七
3 国有化に対する各党の見解	二九
三 戦後国有化の三類型	二九
1 戦後国有化の三類型	二九
2 サンディカリスト型国有化	三〇
3 オートミスト型国有化	三一
4 エタティスト型国有化	三六
5 エタティザシヨン路線の反撃	三八
四 国有企業の経営政策	三〇
1 国有企業の価格政策	三〇
2 国有企業の資金調達	三三
3 経済計画の変質	三七
五 おわりに	三九

VII ニューデール政策形成と民衆の論理

秋元英一

— アメリカにおける「ディリジスム」の原型 —

一 はじめに…………… 三二

二 ゴールズボロ法案聴聞会にみる通貨拡大要求…………… 三六

三 ニューデールの政策論理…………… 三二

四 結びにかえて——選択されなかった「民衆の論理」——…………… 三三

VIII 第三帝国における「国家と経済」

永岑三千輝

——ヒトラーの思想構造にそくして——

一 問題の限定…………… 三五

二 ヒトラーの政治目標…………… 三九〇

三 戦争政策と国民統合の必要性…………… 三九七

四 国民の精神的統合と民族主義的世界観…………… 四〇八

五 ナチ運動と民族主義国家の指導理念…………… 四一六

後記

文献目録

索引

序説　ディリジスム研究の意義と現代的課題

遠藤 輝明

資本主義社会における国家と経済との係わり合いを問題にする場合、一般に、一九世紀の古典的な「自由」資本主義と二〇世紀の現代的な「国家」資本主義とが区別され、その変化の基本的な原因を「市場メカニスム」の機能低下に——つまり、自由競争市場が経済発展に与える効率の低下に——求めるのが通例である。たしかに、資本主義経済は、もともと「個人主義」individualisme と「自由主義」libéralisme とを二つの軸にした「市場メカニスム」が機能するなかで成立したものであり、その限り、一九世紀の「古典的」資本主義は国家の経済への「介入」interventionisme を極力排除し、「安価な政府」の追求を自明の前提にしてきた。しかし、一九世紀末の「大不況期」を経過するなかで、こうした「市場メカニスム」が持つ経済均衡への自動調節機能は充分に作動し得なくなり始めたし、さらに、一九二九年の「大恐慌」を経験したのちにおいては、国家が「市場メカニスム」に積極的に介入し、経済均衡の創出と維持を政策的に図ることが国民経済の再生産にとって必須の要件ともなってきた。いわゆる「管理経済」*économie dirigée* への移行である。こうして、いまや現代の資本主義経済においては、国家が経済循環の基本的な契機を把握するようになっており、それが経済に対して果す役割は、機能的な側面からみる限り、社会主義社会における場合と比肩しうるほどの重要性を持つにいったといえよう。われわれの研究もまた、こうした一九世紀の末期に始まり現代にかけて急速に進行してくる国家と経済との関係の変化を検討の対象にしている。

しかしながら、この変化の過程を、以上のような通説にしたがい「市場メカニズム」の機能変化という視角から考察するだけであるならば、それによって、国家による「管理経済」への移行の必然性を理解することができるとしても、経済を「管理」する国家の歴史・社会的な性格を説明する鍵が与えられるわけではない。この視角のもとでは、「市場メカニズム」の変化に伴って形づくられてきた「管理」国家と一九世紀の「自由」国家との機能的な区別が明らかにされるのみであり、両者の内的な連関性——つまり、両者の関係は断絶的であるのか、連続的であるのかという問題——については、依然として明確にされ得ないからである。この問題を考察するにあたっては、いまひとつ、別の視角が用意されねばならないであろう。われわれの研究は、そうした新しい視角を、フランスに独自の「ディリジスム」*dirigisme* 概念の検討をとおして明らかにしようとするものである。そこにおいては、「自由」国家から「管理」国家への転換を内的連関性のもとで把握する方法が追求されると共に、具体的な史実の検討により「管理」国家の歴史・社会的性格を明らかにする作業も行なわれることになる。そして、さらに付言すれば、われわれのこうした研究の成果が、「管理」国家のもとで個人の自由はどのように位置づけられるのかという極めて現代的な課題への接近をも可能にするであろう。

一 ディリジスムの意味

ディリジスムという用語は、第一次大戦期のフランスで使用され始め、一九三〇年代の「管理経済」論のなかで普及してきた言葉であるが、もともとは「ディリジエ」⁽¹⁾ 指導し方向づける「*diriger*」という語源に由来しており、国家統治における自由放任主義に對置される意味と内容を持つものであった。⁽²⁾ しかし、そのご、この用語の使用が一般化すると共に、最近の百科辞典では、「国家が経済活動を直接的に、または間接的に方向づけるすべてのシステムをディリジス

ムという⁽³⁾と規定し、世界史を貫通する超歴史的な概念として把握されるようになってゐる。たとえば、M・ムウル Michel Mourre も、この規定にしたがい、古代エジプト王国のファラオやプトレマイオスの国政（農業生産の統制・官僚制の発達・小農民への軍役課税制度など）、三世紀末以降のローマ帝国の政策（コロンの土地緊縛・手工業者と商人の同職組合規制への編入・租税制度の強化など）を古代におけるディリジズムの典例として挙げるとともに、「近代的な内容のディリジズムは一九二九年の世界恐慌から生まれた」として、アメリカのニューディール政策、イタリアのファシストによる経済政策、ドイツの国家社会主義、ソヴェートの計画経済などを併置している⁽⁴⁾。また、ディリジズムに関するフランスの諸個別研究においても、その具体例を、コルベール体制下におけるフランス重商主義の諸政策、ナポレオン一世および三世の経済政策、人民戦線期の国有化政策、第二次大戦後におけるフランスの混合経済体制などに求め多様化しているが、総じて、それぞれの時代の国家が規制や行政指導を介して経済危機の克服に対処した具体策の検討に焦点を合わせており、ここでも時代の枠をはずしたディリジズムの適用が一般的になってゐるといえる⁽⁵⁾。

(1) J. Lhomme, *Capitalisme et économie dirigée dans la France contemporaine*, Paris 1942, p. 49.

(2) G. Ripert, *Aspects Juridiques du capitalisme moderne*, Paris 1951, pp. 214-264. なお、本書「各論一」一七一一八ページに指摘の諸文献を参照。

(3) Art. "Dirigisme", dans: *Grand Larousse Encyclopédique*, t. IV, Paris 1961, p. 115.

(4) Art. "Dirigisme", dans: M. Mourre (éd.), *Dictionnaire encyclopédique d'histoire*, t. III, Paris 1979, p. 1388.

(5) コルベールのディリジズムについては、すでに古典的な名著となつた P. Boissonnade, *Colbert: le triomphe de l'Etatisme, la fondation de la suprématie industrielle de la France, la dictature du travail, 1661-1683*, Paris 1932, viii+362 p. がある。また、ナポレオン一世のディリジズムについては、B. de Jouvenel, *Napoléon et l'économie dirigée*, Paris 1942, viii+422 p. が有益である。なお、その他の時期については、本書の各論に指摘された諸文献を参照。

こうしたディリジズム概念の一般化により諸国家の経済活動の様々な局面（信用・貨幣・課税・貿易政策・社会保障

政策・貨銀・物価・投資など）が明らかにされ、諸国家のディリジスムがそれぞれ比較の土俵にあらがってきたことは、研究の進展にとって重要な意味を持つといえよう。しかしながら、こうした一般化により、ディリジスムがもともと内包していた国家統治の政治力学的な機能を見失ってはならない。G・リペル Georges Ripert は経済を指導し方向づけるディリジスムの成立要因として、「政策・承認・国家活動・計画作成」をあげ、次のように説明している。「法 *droit* という言葉は *directum* に由来しており、法が人間の諸行動を方向づける。経済を指導し方向づけることが必要であるとしたら、疑いもなくエコノミストたちがその理由と目的を説明しなければならないだろう。しかし、どのような規則で、どのような承認を受けてかは法理学者のみが説明しうることであろう。前者は目的を与え、後者は手段を与える。……経済を指導し方向づけることになる諸法律 *lois* は確定された法律——つまり公的な許可によって与えられ容認された諸規則である。……指導され方向づけられた経済「管理経済」とは司法の枠組みを持つ経済であり、実定法に服するものである」。(6) ここにおいては、明らかに、ディリジスムが国家統治の次元で把握されている。(7)

G・リペルは国家による経済指導について、エコノミストが目的「方向性」を提示し、法理学者が実現の手段を与えると述べているが、その場合に手段とは「公的な権威をもつ承認」*autorité publique* によって獲得された法的な諸規制「実定法」である。いいかえれば、エコノミストの指導理念は、公的な承認を得て実定法に具体化するとき、初めて現実のものとして発現するというわけである。この指摘は、国家の経済に対する指導理念の形成過程と、それが現実の経済活動に定着してゆく過程とを区別し、国家と経済の中間に社会的な意志確認「決定の機構」が媒介することを示している。いうまでもなく、国家統治の正当性が確認されるのは、この機構を介してであり、その具体的な内容は当該国家の社会構造「社会諸階層の利害調整」によって決まることになる。こうした観点からディリジスムを考察するならば、もはや、それは経済効率の上昇や経済危機への対応を求めて国家が経済に関与するという局面に止まるだけのものではない。それは、「経済行政における国家の指導理念の形成と提示」↓世論による承認↓国家統治における正当性の確認↓規則や法としての実現」という政

治的な諸契機を内包する体系であり、国家統治の次元で国家の経済活動を正当化する体系として理解されねばならない。以上のような意味において、ここでは、さしあたり、デイリジスムを「国家が社会諸階層の利害対立のなかで一定の経済政策を打ち出し、国民の承認を得て国家統治の方向づけを行なうシステム」と規定し、先へ進もう。

(9) G. Ripert, *op. cit.*, p. 216.

(7) ただし、G・リペルの場合、デイリジスムの立法措置は政治や家族や社会の組織を保護する目的のものではなく、「経済の良き作動のために採られるものである」として、消費に適合した生産調整、販売確保のための流通と価格の統制などを対象にするものとしている。これは、G・リペルがデイリジスムを経済的自由＝営業の自由に対する制約という観点からとらえ、過度な自由競争から企業経営を保護するという局面へ限定していることに由来する。しかし、他方において、G・リペルは、デイリジスムを一時的な「国家の干渉」interventionと区別し、一定の法体系のもとで「自由が生み出す無秩序と恐慌」を回避する恒常的な社会システムと理解しており、デイリジスムの法源を「秩序を作り出す能力」constructive de l'ordreに求める。この側面においては、「経済の良き作動」も国家統治の次元で取り扱わざるを得ないことになろう(G. Ripert, *ibid.*, pp. 217, 220-222)。なお、本稿においては、後述するように、デイリジスムを市民的自由と経済的自由との矛盾という局面でとらえ、その綜合が国家統治の次元で試みられるとき、デイリジスムがひとつの姿をもって現われると考えている。——なお、M・ウェーバーは、「統治の特徴的な固有の本質は……現行法の尊重と実現をその対象とするだけではなく、政治的、道徳的、功利的、そのほか、どのような性質のものでもよいが、それ以外の実質的な目的の実現をも対象とする点に存する」(M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 3 ed., Berlin 1947, S. 389. 小野木常編訳、ウェーバー『法社会学』日本評論社、一九五九年、五八ページ)と述べているが、本稿で国家統治の次元というときには、M・ウェーバーが指摘する後者の意味あいにおいてである。

二 デイリジスムの諸相——前近代と近代——

デイリジスムは、法的な諸規制や行政指導を介し国家統治の方向づけを行なう体系として、その原点に一定の目的意

識＝指導理念を持つが、その具体的な内容と実際の発現形態とは二重の意味で制約をうける。ひとつは国家統治の次元における「社会的公正」の見地であり、いまひとつは所与の社会・経済構造に由来する支配体制＝秩序の強制である。ディリジスムは、この二重の制約のもとで、様々な様相を示すことになる。前述のディリジスム概念の一般化によってM・ムッルなどが例示した古代エジプト王国・コルベール体制・ナポレオン体制・ニューディール・混合経済など各種のディリジスムも、それぞれの諸相をこうした観点から再検討することが必要となろう。しかし、ここでは、さしあたり行論の必要上、前近代と近代との類別のもとに、ディリジスムの現われ方の違いを明らかにしておきたい。

ディリジスムにおける社会的公正の見地は、古代や中世においても、国王や領主が服従者に対して正統支配を主張する根拠になっていた。中世封建社会における典例として、トマス・アキナス Thomas Aquinas が一三世紀に体系化した経済思想をあげることができよう。⁽⁸⁾ トマスは「職分の観念」を示し、人間は自分の生活を維持する職分を行なう義務を持つと共に社会もそれを可能にする条件を整えるべきであるとした。そして、その条件のひとつとして「公正価格」 *justum pretium* 論を展開した。この局面に限定する限り、トマスは各人が自立して生活しうる経済体制へのディリジスムを主張したといえよう。しかし、トマスは次のように説明する。生活を支える土地＝自然物資は各人が身分相應に職分を果たすために神慮によって与えられたものであり、所有権 *dominium principal* は神にあり、各人は占有権 *dominium naturale vel uti* を持つのみである。また、人と物は職分によって結合し、神の崇高なる目的を実現するために共同で働く、と。こうした教義が中世封建社会の社会・経済構造に適合的な形で読み換えられることは説明を要しないだろう。ここにおいては、王権神授説により神の秩序が封建的支配の秩序となり、封建的土地所有と共同体のもとでディリジスムが展開する。この場合、ディリジスムの起点は封建的な支配者層にあり、各人が自立して生活しうる経済体制への志向があったとしても、それは支配者による恩恵という性格をしか取り得ないことになろう。

これに対して、近代社会においては、ブルジョワ革命によって封建的土地所有から解放された「市民」が「国民」と

してデイリジスムの起点となる。彼らは何よりもまず個人の独立と生産＝流通の自由を要求し、デイリジスムにおける社会的公正の見地も反独占＝諸特権の排除（平等主義の要求）という形で現われる。しかしながら、ここにおいても、資本主義の社会・経済構造に由来する強制が作用する。各論Ⅰで示すように、自由と平等とは相互依存的であると同時に相互否定的な関係を内包しており、資本主義経済が経済的自由を徹底的に追求するとき、資本の集中＝独占をもたらしことになるが、ブルジョワ社会においては自由の絶対性と平等の形式性とを併置させることによって、秩序を作ることになったからである。こうした現実のなかで、近代社会におけるデイリジスムは市民的自由の完成としての平等主義の主張となって展開することになる⁽⁹⁾。

デイリジスムにおける前近代と近代との類別は、まず第一に、国家統治の方向づけが支配の側と被支配の側との何れを起点にするのかという問題に由来し、第二に「市民的自由」の追求を内容に持っているかどうかによって区別される。そして、この第二点は、市民社会のなかに平等主義の運動がどれほどに拡張しているかにかかってくるのである。そこで、こうした観点から、フランスのデイリジスムを以下に検討してみよう。

- (8) トマス・アクィナスの『神学大全』（高田三郎訳、創文社）に関する研究については、上田辰之助「古代及び中世経済学史」、『新経済学全集・経済学発達史』日本評論社、一九四〇年、六五―一三一ページ、E. Salin, *Geschichte der Volkswirtschaftslehre*, Berlin 1929〔高島善哉訳、ザーリン『国民経済学史』三省堂、一九三五年、三七―六三ページ〕、Brants, *Les théories économiques aux XIIIe et XIVe siècles*, Paris 1895, などに依存した。

- (9) 詳論は、本書、各論Ⅰ、二二―二七ページ参照。

三 フランスのデイリジスム

フランスにおいては、フランス革命をせじたいが国家統治の方向づけを行なうデイリジスムの体系になっていた。一

七八九年八月の「封建的諸特権の廃止に関する布告」や「人および市民の権利宣言」などの公布により、農民や手工業者は自由な「市民」として封建的隷属から解放された。そして、さらに、一七九一年三月二―一七日の「取引税、親方身分、宣誓組合、特許制の廃止に関する布告」で「人はすべて自分が適当と判断する取引を自由に行ない、同様にして専門職や手工業に自由に従事することができる」(第七条)と規定し、これに引き続いて公布された「製造業検査官制度の廃止」、「農耕と圃い込みの自由」、「穀物取引の自由」などと並んで、直接生産者の「営業＝労働の自由」を全面的に確立したのである。ここにおいては、「個人主義」(自立的市民)と「自由主義」とを軸とする経済秩序が国家(革命政府)によって創り出されたのである。フランス革命のもとで共和主義思想が形づくられるのは、こうした封建的土地所有の規範から解放された直接生産者たちが、労働の場である土地や仕事場の所有者となり「市民」としての自由と独立が保障されるなかで、「自由に労働し、自由に交換する」社会を求めていることであつた。

ところで、フランス革命が設定した商品生産＝流通の自由は資本主義の発達と産業革命の展開をもたらし、「所有」と「労働」の分離を惹き起こす。こうした傾向は、一八二五―一七〇年代に、産業革命に伴う都市化の進行で急激な労働人口の流入がみられた産業都市における手工業者たちの間で顕著に現われた。一八四〇年に、貧困問題の研究家E・ビュンEugène Buretは「労働手段の所有は生産と全く無関係な少数者の手中にある」⁽¹⁰⁾と述べ、都市に累積した労働者の「窮乏状態」ポオペリスム「pauperisme」の実態を明らかにしているが、この時代に貧困の問題は都市の問題であつた。⁽¹¹⁾こうした時代の流れのなかで、個人主義と自由主義とを軸にしたフランス革命のディリジスムも、都市の「市民」から救貧対策を求められるなかで、一定の修正を迫られることになる。

この時期に提案された貧困問題の解決策には、大きく類別して、次の三つの方向がみられた。第一はシスモンディSimonde de Sismondiに系譜を引き、「農業植民」colonisation agricoleによって「所有と労働の結合」を取り戻そうとするヴィルヌウ＝バルジエモンVilleneuve-Bargemontの主張。⁽¹²⁾第二は「所有」と「労働」の分離を不可逆的と